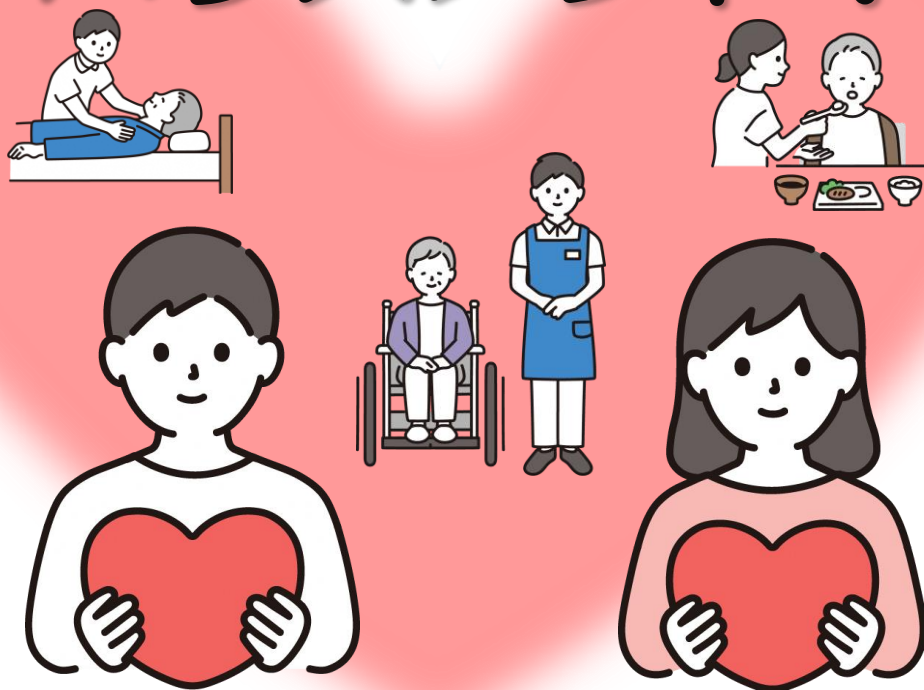


介護現場における ハラスメントについて

～よりよい介護サービス提供のために～

STOP! ハラスメント!



近年、介護現場では、一部の利用者やご家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントが少なからず発生しています。

このような行為を防止することは、介護職員が安心して働くことができる環境をつくるだけではなく、利用者の皆さまに、継続的で円滑な介護サービスを利用していただけることにもつながります。ご理解とご協力をお願いいたします。

次のような行為はハラスメントに該当します

介護職員が安心して働くことができる環境づくりに
ご理解とご協力をお願いします！

身体的暴力

○ 身体的な力を使って危害を及ぼす行為

(例)

- ☒ ものを投げつける
- ☒ 蹴る
- ☒ 唾を吐く

精神的暴力

○ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

(例)

- ☒ 大声を発する
- ☒ 怒鳴る
- ☒ 理不尽なサービスを要求する

セクシャルハラスメント

○ 意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

(例)

- ☒ 必要もなく職員の手や腕を触る
- ☒ 抱きしめる
- ☒ あからさまに性的な話をする

以下の言動は、「ハラスメント」ではないとされています。

○ 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動（BPSD等）

※ BPSDとは、認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶等）・心理病状（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）です。

○ 利用料の滞納

○ 苦情の申立て

参照：厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（令和4年3月改訂）